

1 議 事 日 程（第3日）

（令和6年第4回有田川町議会定例会）

令和6年12月17日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 発委第2号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 発委第3号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 陳情の審査報告について（陳情第3号）
- 追加日程第1 発委第4号 学校の業務量に見合った教職員配置と給特法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第4 議案第84号 有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第85号 有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第86号 有田川町へき地集会所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第87号 有田川町金屋農村センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第88号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第89号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第90号 有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第91号 有田川町農業集落排水処理施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第92号 有田川町農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第93号 和歌山地方税回収機構規約の改正に関する協議について
- 日程第14 議案第94号 令和6年度御霊学童保育施設新築工事（建築工事）の請負契約について
- 日程第15 議案第95号 令和6年度藤並公民館新築工事（建築工事）の請負契約について
- 日程第16 議案第96号 認可地縁団体に対する建物の譲与について
- 日程第17 議案第97号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第20 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第21 議員派遣の件

日程第22 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	椿 原 竜 二	13番	堀 江 眞智子
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企画調整課長	寺 杣 真 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 発委第2号……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、発委第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。ただいま議長指名をいただきましたので、発委第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法改正に伴う標準町議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行う必要があるため提案するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第2 発委第3号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、発委第3号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

議長の指名により、発委第3号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の

制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法改正に伴う標準町議会委員会の条例の改正に合わせて、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しが必要なため提案するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 陳情の審査報告について（陳情第3号）……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、陳情の審査報告について（陳情第3号）を議題とします。

陳情第3号として、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情が、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、星田仁志君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（星田仁志）

本定例会第1日目に、当委員会に付託されておりました陳情第3号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情について、総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。

委員会は、12月5日、4階第2・第3会議室において開催し、趣旨、内容等につ

いて慎重に審査を行い、その結果、全会一致で陳情を採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9時38分

再開 9時39分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第4号、学校の業務量に見合った教職員配置と給特法の改正を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（谷畑 進）

追加日程第1、発委第4号、学校の業務量に見合った教職員配置と給特法の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、星田仁志君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（星田仁志）

発委第4号、学校の業務量に見合った教職員配置と給特法の改正を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

学校の業務量に見合った教職員配置と給特法の改正を求める意見書（案）

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、本県の学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

様々な教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための定数の在り方の見直しが必要です。

教員1人当たりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持って条件整備を進めていくことが求められます。

よって、有田川町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること。

2、長時間労働を抑制するため、給特法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日。

和歌山県有田川町議会、議長、谷畑進。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（谷畑 進）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第４ 議案第８４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４、議案第８４号、有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

１４番、増谷です。議案第８４号について質疑をさせていただきます。

当町におけるこの実績なんですが、３件とお聞きしておりますけれども、この３件の内容と地域を説明していただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

実績３件の内訳としましては、吉備地区２件、運送業と製造業で、金屋地区１件、電気業でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 5 議案第 8 5 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 5、議案第 8 5 号、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

議案第 8 5 号について質疑をさせていただきます。

これは東京 2 3 区内から企業の本店などを移籍した場合に該当するということだっ
たと思いますが、現在、該当はないということでもうお聞きしております。そういう
点で、今後見込まれるのかという点と、また誘致に向けてどのような取組をされてき
たのか、もしあれば御説明いただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

本社機能の一部移転ということで、なかなか難しいというように考えております。
今までも活用できる場所があれば、県を通じて公表をさせていただいております。今
後も引き続いた企業誘致をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第86号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第86号、有田川町へき地集会所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これは後ほど出てきます議案第96号とも関係があるんですけども、宇井苔区と谷区が該当するということなんですけども、まずこの点での地元同意の関係はどうなっているかというのと、施行が令和7年1月15日となっているのはなぜでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

宇井苔区、谷区、両区とも既に同意のほうは得ておりますし、管理のほうももう既に区のほうが行っていただいております。また、議会の議決後に所有権移転等の手続を行いますので、施行の日が令和7年1月15日となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第87号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第87号、有田川町金屋農村センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第88号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第88号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 8 9 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 9、議案第 8 9 号、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 0 議案第 9 0 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 0、議案第 9 0 号、有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１１ 議案第９１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１１、議案第９１号、有田川町農業集落排水処理施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１２ 議案第９２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１２、議案第９２号、有田川町農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１３ 議案第９３号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１３、議案第９３号、和歌山地方税回収機構規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第９３号について質疑をさせていただきます。

今回の改正に関する協議なんですが、森林環境税の賦課徴収に伴う滞納処分等を行う共同処理をする事務の一部変更とありますけれども、これまでそういう事例があったのでしょうか。また、共同処理するということはどういう内容になるのか教えてくださいたいと思います。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

御質疑にお答えさせていただきます。

森林環境税は、令和６年度から個人住民税の均等割額と合わせて賦課徴収しております。本年度移管している案件はございませんが、令和７年度以降移管し、滞納処分等を行ってもらう可能性があります。

共同処理というのは、回収機構で滞納処分等をしていくんですけど、最終的な納付管理というのは町ですることになっておりますので、共同処理ということになっております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

議案第 9 3 号について、反対の立場から討論を行います。

まず、森林環境税は国民には低所得でも課税されておりますけれども、その一方で一番温室効果ガス排出の原因者になっている大企業などは負担ゼロになっているのが問題点であります。そして、地方税回収機構で滞納処分等を共同処理するものとなっておりますけれども、そもそも地方税回収機構の徴収の在り方が問題であります。滞納はよくないという点はそのとおりでございますが、その取組の姿勢がこの間いろいろ出ております。催告などをして強権的で進め、約 8 割の滞納者に差押えをしている現状があることから、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 4 議案第 9 4 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1 4、議案第 9 4 号、令和 6 年度御霊学童保育施設新築工事（建築工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１５ 議案第９５号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１５、議案第９５号、令和６年度藤並公民館新築工事（建築工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１６ 議案第９６号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１６、議案第９６号、認可地縁団体に対する建物の譲与についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

議案第９６号について質疑をさせていただきます。

先ほどの議案との関連ですけれども、この２つの建物について、地域に密着した施設として有効活用してもらおうということですが、関係団体と取決めみたいなものが１つはあるのでしょうか。

また、譲与の日が令和７年４月１日となっているのはなぜでしょうか。

建築物は築何年たっているのでしょうか。

今後の維持管理代は地元が持つということで理解を得ているのでしょうか。

また、修理が必要な場合や建物を取り壊すときは、全額地元負担になるのでしょうか。

支援策はないのでしょうか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質疑のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、関係団体との取決めについてですが、引渡しをする際には文書を取り交わす予定にしております。

また、譲与の日についてですが、所有権移転後に引渡しの文書の取り交しをさせていただいて、正式には令和7年4月1日が譲与の日となります。

また、建物の築年数の件ですが、宇井苔のほうが築42年、谷のほうが築36年となっております。

また、維持管理代につきましては、両区の了解は既に得ておりますし、光熱水費につきましては、もう地元で負担をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

修理費とか解体費、後々のことになるんですが、集落の規模にもよるんですが、修理については対象事業費の10万円を差し引いた後の7割、そして解体については、そのまま対象事業費の7割を補助することになってございます。それぞれ修理の場合は400万円が限度で、解体については300万円が限度となっています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１７ 議案第９７号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１７、議案第９７号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

ただいま教育委員会委員に選任の同意がされました上田恵里君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔上田恵里君 入場〕

○議長（谷畑 進）

上田恵里君より発言の申出がありますので、これを許可します。演壇にお進みください。

○教育委員（上田恵里）

ただいま御紹介いただきました上田恵里です。教育委員の任命に御同意いただきありがとうございます。微力ではありますが、全力を尽くしてまいります。どうぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（谷畑 進）

今後も教育委員としてよろしく願いいたします。ありがとうございます。

〔上田恵里君 退場〕

……………日程第１９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第１９、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いします。

……………日程第２０ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第２０、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 １０時０５分

再開 １０時０７分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第１８ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程の番号が違いましたので元へ戻りまして、日程第１８、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第１９ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第１９、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第２０ 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第２０、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第２１ 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第２１、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思い

ますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いします。

……………日程第２２ 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第２２、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和６年第４回有田川町議会定例会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 １０時１１分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 谷 畑 進

4 番 議 員 椿 原 竜 二

13 番 議 員 堀 江 眞 智 子